





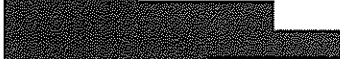

## 飯南町農業委員会総会議事録







招 集 年 月 日	令和3年4月23日(金)
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎2階大会議室
出 席 委 員	13名(1・2・3・4・5・6・7・8・10・11・12・13・14番)
欠 席 委 員	1名(9)
議 事 日 程	第1 議事録署名委員の指名 第2 報告事項 第3 議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について 第4 議第2号 農用地利用集積計画の決定について
出席した者の職氏名	事務局長 深石 尚志 書記 田邊 郁也
付 託 事 件	開会 9時30分
事務局	ただ今から令和3年度第1回飯南町農業委員会総会を開催致します。 まず初めに、本日は町長、副町長、産業振興課参事、産業振興課長に出席いただいているため、それぞれあいさつをお願いしたいと思います。
事務局	(町長、副町長、産業振興課参事、産業振興課長からそれぞれ、あいさつがされた。)
事務局	続きまして、議長よりあいさつ申し上げます。
議長	(議長からあいさつがなされたのち、出席委員13名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に10番委員、11番委員が氏名された。)
事務局	それでは、事務局より報告事項について説明をお願いします。
委員	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出書の受理について、資料に基づき説明。
委員	(7番挙手) すみません。報告事項にある公共事業の施行に伴う廃土処理について一言よろしいですか。 この届出書は島根県から出てくるのですが、内容が非常に分か

	りにくい点がございます。 4ページの内容を単純に見ますと、[ ]に田が2枚あり、廃土量1,500㎡をもって、それを1枚にするという表記の仕方になっています。続いて、7ページを見ますと、[ ]に田があり、こちらも廃土量1,500㎡をもって、2枚を1枚にするという表記の仕方になっています。 しかし、実際には10ページを見ますと、平成30年に[ ]と[ ]の2枚を1枚にする計画が出来ていたわけです。 私が思うに、4ページの届出書にある[ ]の下段に[ ]が記載されていれば、選定の理由にある、2枚を1枚にするという理屈がわかります。今の標記の仕方では、[ ]、[ ]のそれぞれに廃土量1,500㎡をもって、2枚を1枚にするということになります。 届出書ですので、そこまで問題にはなりません、廃土処理するならば、正確性をもって提出していただきたいという私の意見、要望です。
議長	はい。ありがとうございました。 事務局から何かありますか。
事務局	元々は低い方の土地である[ ]のみに残土を敷く予定で、[ ]は残土を敷く予定はありませんでした。今回、また残土が出てきたので両方に残土を入れるという内容ではないかと思えます。
委員	それでは、前回の1,500㎡と今回の1,500㎡でトータル3,000㎡入れるということですか。
委員	(13番挙手) そうではないです。 この断面図からみれば、正確には1,400㎡と100㎡というような形で出てこないといけないと思います。私も届出書の内容が少しおかしいように思います。
委員	届出書なので良いですが、正確性をもって提出していただきたいです。
事務局	わかりました。島根県の方には伝えさせていただきます。
議長	ありがとうございました。 続いて、議案審議に入ります。
議長	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について
議長	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、本日1件の申請が出ています。</p> <p>受付・申請番号303-1号 譲受人の住所氏名 [REDACTED] 譲渡人の住所氏名 [REDACTED] 申請の土地 [REDACTED]</p> <p>現況地目 田及び畑 登記簿地目 田及び畑 面積 田7,456㎡ 畑1,498㎡ 合計面積 8,954㎡ 種類 所有権移転 対価 売買 期間 許可の日から永久 譲渡理由 5年前に移住し、農地を貸していたが、農業に専念するため譲渡することとした。 譲受理由 譲渡人の要望による。 備考 -</p> <p>13ページに位置図をつけていますのでご覧ください。 このことについて、利用権設定状況を確認したところ、この中の[REDACTED]筆については[REDACTED]から[REDACTED]まで譲受人と譲渡人の両方で利用権設定されていることが分かりました。両者に話をしましたところ、合意解約を行うということですが、今回の総会に合意解約の書類が間に合いませんでしたので、来月の総会で合意解約の報告をさせていただきますと思います。</p>
議長 [REDACTED] 委員	<p>このことについて地元委員の現地確認報告を求めます。</p> <p>はい。 [REDACTED]に現地確認をさせていただきました [REDACTED]さんは[REDACTED]に県外からIターンで転入されており、これまできちんと耕作されておられますし、これからも続けていきたいという意欲も持っておられます。[REDACTED]さんについても引き渡すほ場も間違いないという確認もしていますのでよろしくお願いたします。</p>

議長 [REDACTED] 委員 [REDACTED] 委員 [REDACTED] 委員 [REDACTED] 委員	<p>ありがとうございます。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。</p> <p>(13番挙手) すみません。 反対にある家は[REDACTED]さん宅ですか。</p> <p>はい。</p> <p>今も耕作されていますか。奥にある農地は耕作放棄地ですか。</p> <p>[REDACTED]さん宅周辺の3筆については[REDACTED]が耕作しています。奥にあるのは現在、非農地です。</p> <p>分かりました</p>
議長	<p>その他、何かございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手全員ですので議第1号は原案どおり可決いたしました。</p>
議長	<p>議第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議第2号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議第2号 農用地利用集積計画の決定について、本日3件の申請が出ています。</p>
	<p>整理番号1 利用権の設定を受ける者 [REDACTED] 利用権を設定する者 [REDACTED] 利用権を設定する土地 [REDACTED] 他[REDACTED]筆 現況地目 田 合計面積 3,752㎡ 設定する権利 利用権の種類 使用貸借権 内容 水田</p>

作付け	31.63a
始期	令和3年5月1日
終期	令和7年3月31日
契約	3年11月
新・再	新規設定
借賃	—
支払方法	—
整理番号2	
利用権の設定を受ける者	
利用権を設定する者	
利用権を設定する土地	
現況地目	田
面積	2,995㎡
設定する権利	
利用権の種類	賃借権
内容	水田
作付け	23.67a
始期	令和3年5月1日
終期	令和13年3月31日
契約	9年11月
新・再	新規設定
借賃	作付け10a当り5,000円
支払方法	毎年12月末日までに口座振り込み
整理番号3	
利用権の設定を受ける者	
利用権を設定する者	
利用権を設定する土地	
現況地目	田
面積	2,995㎡
設定する権利	
利用権の種類	賃借権
内容	水田
作付け	23.67a
始期	令和3年5月1日
終期	令和13年3月31日
契約	9年11月
新・再	新規設定
借賃	作付け10a当り5,000円
支払方法	毎年11月末日までに口座振り込み
16ページ、17ページに位置図をつけていますのでご覧ください	

議長	さい。
委員	ありがとうございます。 それでは地元委員による現地確認報告をお願いします。 整理番号1からお願いします。
議長	前回の総会に続きまして今回新たに1件の使用貸借権が  さんから出ています。そばを植えるということですのでよろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございます。 続きまして、整理番号2をお願いします。
委員	 に確認に上がりました。 双方に確認したところ、今回新規で  さんの農地を  さんが集積されるということでしたので、よろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。  (意見なし)
議長	質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。  (挙手全員)
議長	挙手全員ですので議第2号は原案どおり可決いたしました。 以上を持ちまして、議案審議を終了します。
議長	続きまして情報提供があればお願ひいたします。
事務局	事務局より「飯南町 新規就農者・研修生等 一覧」、「農地機構だより」、「農業者年金加入推進事例集」、「その他パンフレット」、 について、資料を基に情報提供がなされた。
議長	ありがとうございました。 その他、何かございませんか。
事務局	事務局より、前回の総会において質問のあった   の農業経営改善計画の収支計画について、資料を基に回答がなされた。
議長	ありがとうございました。 その他、何かございませんか。  (4番挙手)
委員	

事務局	<p>情報提供ではございませんが、相続案件について法律が変わって3年以内に相続をしないといけないこととなりましたが、その辺りの状況は把握しておられるでしょうか。</p> <p>今のところ状況を調べていませんが、全国的なことでもありますので、今後、島根県はどのような形でやっていくのかということを含めて、農業会議と一緒にやっていこうと思っています。その際は農業委員の皆様にも声がけ等をしていただくということも出てくると思いますので、ご協力をお願いいたします。</p>
委員	<p>今後、売買の関りが出てきた場合に何代も相続していなかったら売買そのものも難しくなってしまいます。その辺りが今回、法整備されたことによってきちんと進んでいくことを期待します。</p>
議長	<p>農業委員会としても農地の相続は早めにお願ひしますというような声掛けはしていく必要があると思いますので、皆様もよろしくお願ひいたします。</p> <p>その他、何かございませんか。</p>
事務局	<p>来月の農業委員会は、5月28日（金）に飯南町役場本庁舎2階大会議室で行います。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(その他情報提供なし)</p> <p>ないようですので、以上をもちまして総会を終了します。</p>
	<p>終了時間 10時13分</p> <p>会 長 ㊟</p> <p>10番委員 ㊟</p> <p>11番委員 ㊟</p>